		理科　A－856	理科　2－6	18,641
		理科　A－857	理科　2－7	14,850
		理科　A－858	理科　2－8	21,800
		理科　A－859	理科　2－9	17,377
		理科　A－956	理科　3－6	18,009
		理科　A－957	理科　3－7	21,958
		理科　A－958	理科　3－8	15,008
		理科　A－959	理科　3－9	13,586
		理科　A－960	理科　3－10	16,113
外国語科 英語	181　東点	英語　A－753	英語　1－3	17,282
		英語　A－755	英語　1－5	9,875
		英語　A－853	英語　2－3	9,412
		英語　A－855	英語　2－5	14,659
		英語　A－954	英語　3－4	6,944
		英語　A－956	英語　3－6	10,647
		英語　A－957	英語　3－7	9,104

㈱　上記の教科書の発行者は、次のとおりである。

発行者の番号・略称	発　行　者	住　所
181　東点	社会福祉法人東京点字出版所	東京都三鷹市下連雀３の32の10
182　ライト	社会福祉法人日本ライトハウス	大阪府大阪市鶴見区今津中２の４の37
196　ヘレン	社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会	東京都新宿区大久保３の14の４
216　支援センター	社会福祉法人視覚障害者支援総合センター	東京都杉並区桃井４の４の３
217　日点	社会福祉法人日本点字図書館	東京都新宿区高田馬場１の23の４

○厚生労働省告示第三百十号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百三条の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第五条及び第六条第二項の規定に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額（平成二十一年厚生労働省告示第五百十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月一日から適用する。

平成二十八年七月二十九日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一条及び第二条中「平成二十八年八月」を「平成二十九年八月」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

標準報酬等級 / 標準報酬月額 / 前納期間	第１級	第２級	第３級	第４級	第５級	第６級	第７級	第８級	第９級	第10級	第11級	第12級	第13級	第14級	第15級
	円 98,000	円 104,000	円 110,000	円 118,000	円 126,000	円 134,000	円 142,000	円 150,000	円 160,000	円 170,000	円 180,000	円 190,000	円 200,000	円 220,000	円 240,000
１月	円 17,760	円 18,848	円 19,935	円 21,385	円 22,835	円 24,284	円 25,734	円 27,184	円 28,996	円 30,809	円 32,621	円 34,433	円 36,245	円 39,870	円 43,494
２月	35,462	37,634	39,805	42,700	45,595	48,490	51,384	54,279	57,898	61,517	65,135	68,754	72,372	79,610	86,847
３月	53,107	56,358	59,610	63,945	68,280	72,616	76,951	81,286	86,705	92,124	97,543	102,963	108,382	119,220	130,058